

総合特別区域法第31条第7項の規定に基づく
地域活性化総合特別区域の指定に係る意見（案）

（ 令 和 3 年 月 日 ）
総合特別区域推進本部決定

別添のとおり、令和3年2月24日に山梨県より総合特別区域法（平成23年法律第81号）第31条第1項に基づき申請のあった地域活性化総合特別区域の指定については、別紙のとおりとして差し支えない。

地域活性化総合特別区域の名称：ふじのくに先端医療総合特区

地方公共団体の名称：静岡県、山梨県

地域活性化総合特別区域の範囲：

沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡函南町、
駿東郡清水町、長泉町及び小山町並びに甲府市、富士吉田市、大月市、南アルプス市、中央市、
中巨摩郡昭和町及び南都留郡富士河口湖町の全域